

平成23年度 国民健康保険税の計算方法

国保税（年間）の計算のしかた

国保税は、世帯ごとに計算して世帯主に対して課税することになります。税額は、所得割・資産割・均等割・平等割の合計により決定します。また40歳以上65歳未満の加入者のいる世帯は、介護保険分を含めて国保税を計算します(65歳以上の方は、原則として介護保険料が賦課されます)。

国民健康保険税	医療分	所得割	+	資産割	+	均等割	+	平等割	限度額 50万円
	+								
	後期医療支援分	所得割	+	資産割	+	均等割	+	平等割	限度額 13万円
+									
40～64歳介護分	所得割	+	資産割	+	均等割	+	平等割	限度額 10万円	

1. 所得割 = [所得額 - 基礎控除(33万円)] × 税率

課税所得は、国保加入世帯の前年所得から、それぞれ基礎控除を差し引いた額の合計となります。

所得割	医療分	支援分	介護分
税率	6.1%	1.5%	1.6%

2. 資産割 = 固定資産税額 × 税率

算定基礎(課税標準額)は、土地と家屋の固定資産税額を合計した額です。

資産割	医療分	支援分	介護分
税率	36%	9%	5%

3. 均等割 = 被保険者数 × 1人あたりの金額

均等割	医療分	支援分	介護分
1人あたりの金額	19,000円	7,000円	8,000円

4. 平等割 = 国保加入者のいる世帯に平等に係る金額

平等割	医療分	支援分	介護分
1世帯あたりの金額	20,000円	7,000円	5,500円

税を計算してみましょう

世帯主と妻の2人世帯の場合

夫: 太郎さん(50才)

妻: 花子さん(48才)

給与収入 : 4,000,000円
給与所得(控除後) : 2,660,000円
固定資産税額 : 年50,000円
第1期(仮算定)税額 : 31,000円

昨年は働いておらず所得は0円

	計算式	計算した額
医療分	所得割 (2,660,000円 - 330,000円) × 6.1%	142,130円
	資産割 50,000円 × 36.0%	18,000円
	均等割 19,000円 × 2人	38,000円
	平等割 20,000円 × 1	20,000円
支援分	所得割 (2,660,000円 - 330,000円) × 1.5%	34,950円
	資産割 50,000円 × 9.0%	4,500円
	均等割 7,000円 × 2人	14,000円
	平等割 7,000円 × 1	7,000円
介護分	所得割 (2,660,000円 - 330,000円) × 1.6%	37,280円
	資産割 50,000円 × 5.0%	2,500円
	均等割 8,000円 × 2人	16,000円
	平等割 5,500円 × 1	5,500円
合計	(百円未満切捨て)	339,800円

この合計が年間の税額となります

339,800円 - 31,000円 = 308,800円
年税額 第1期税額 第2期～9期に納める金額です

次の要件に該当する方は税が軽減されます

低所得世帯

～均等割・平等割が、2割、5割または7割軽減されます～

世帯主(国保に加入していない世帯主を含む)及び、その世帯の国保加入者の総所得金額(前年中)の合算額が、一定金額以下の場合、均等割と平等割に係る金額を軽減します。

世帯主と国保加入者の総所得金額の合計額が…	33万円以下の場合	7割軽減
	33万円 + 24万5千円 × 加入者数①(世帯主を除く)以下の場合	5割軽減
	33万円 + 35万円 × 加入者数①以下の場合	2割軽減

(注)町民税が未申告の方は、所得がなくても軽減の対象になりません。

例1 世帯主 妻 子
72歳(国保) 74歳(国保) 47歳(国保)

⇒ 33万円 + 24万5千円 × 2人 = 820,000円
世帯の合計所得が820,000円以下ならば5割軽減

なおかつ低所得世帯で

世帯員が後期高齢者医療へ移行した場合

～加入人数①に含めることができます～

4月1日以降、世帯員が後期高齢者医療に移行することで、世帯内の国保加入者が減っても、今までと同様に軽減ができるよう、後期高齢者医療に移行した人数を加入人数①に含めて軽減判定を行うこととなります。- 最大5年間 -

例2 世帯主 妻 子
73歳(国保) 75歳(後期医療) 48歳(国保)

～以前は国保に加入～

⇒ 33万円 + 35万円 × 2人 = 1,030,000円
世帯の合計所得が1,030,000円以下ならば2割軽減

後期高齢者医療へ移行し、国保加入者が世帯で1人となった場合

～平等割が半額に～

世帯主もしくは世帯員が後期高齢者医療に移行したことで、国保加入者が1人となった場合、国保税の平等割が半額になります。- 最大5年間 - *介護分の平等割は半額になりません。

例3 世帯主 妻
75歳(後期医療) 73歳(国保)

～以前は国保に加入～

⇒ 平等割が半額となります

75歳以上の方が後期高齢者医療へ移行し社会保険(被用者保険)を脱退したことで、その被扶養者(65歳～74歳)が新たに国保に加入する場合

～所得割、資産割が免除。均等割、平等割が半額に～

新たに国保に加入し国保税を納めることになった方については、役場窓口にて申請いただければ、所得割、資産割が免除されるとともに均等割が半額に、さらに世帯内の国保加入者が1人の場合は平等割も半額となります。- 暫定期間 -

例4 世帯主 妻
75歳(後期医療) 73歳(国保)

～2人とも以前は社保に加入～

⇒ 所得割、資産割が免除
均等割、平等割が半額となります

*ここでいう社会保険とは協会健保、会社の健康保険組合、共済組合です

減免申請を忘れずに!

例4 については申請をされないと減免を受けることはできません。役場窓口にて手続きをお願いいたします。*例1～例3までの軽減については、申請の必要はありません。

